明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可


○三重県公安委員会
七五　特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示　三五
○京都府公安委員会
六六〇　特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示　三五
○大阪府公安委員会
六七　特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示　三五
七一　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件　一七
一八六　特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示　三五
一八九　特定抗争指定暴力団等に係る警戒区域を変更する件　七
○兵庫県公安委員会
六五　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づき指定暴力団を指定する件　七
○鳥取県公安委員会
七六　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づき指定暴力団を指定する件　七
○島根県公安委員会
九九　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づき指定暴力団を指定する件　七
○岡山県公安委員会
二　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づき指定暴力団を指定する件　七
○愛媛県公安委員会
一二八　指定暴力団に係る公示事項の一部に変更があったことの告示　三一
○沖縄県公安委員会